

の二王は後年の法印を揚りたり 後年十八年と申す

はげらまゝ不事ひ致し〜八天子其申と相けられ

おひ山北王も亦衣文倚赤と揚り 中山山北王討せられしは
崇徳十三年の事なり山北

と討せられしは八月中三年也
亦衣文倚赤永治二年に三年に
麻菟陸の心内ありたり

曰二十又三年中山王家少度 王の名は
姓は尚と云 七天子姫衣陸臣の子

計とせ〜国を不入け國者階之等人の代少致れ

とも事なれ相けともおられ後少大明の代神

自り事り負〜七國の君臣子分と〜七等ひ

申す少陸ひ〜七天子も忠誠の志と候ひ少あり

大〜り下候 はあやゆきあては
はくたてり厚なる 國人の〜舟と宗も

の〜り下候と候〜七天子使事と〜分使と〜七

密後曾孫王巴志と信と嗣〜附〜彼王代と繼

く附〜必不中國の天子使と〜七天子〜冊封せり

り、例姫〜り 是は昔に彼
國の例也 巴志り孫王思達景泰の姫小

代と繼候もなく山南山北と討亡〜七國と兼せ

たり 是は昔に彼
國の例也 崇徳十三年大明の代英宗の年

少〜り姫〜り 是は昔に彼
國の例也 七天子使事と〜分使と〜七

名負〜り〜例〜姫〜り 是は昔に彼
國の例也 王思達り六代め

九女ももみあり、五水夜なく卒〜七天子王寧代

と〜多磨唐ら〜一年も七天子使と〜冊封あり

多磨唐大明十三王神宗の年号なり十一
年ハ却然 後陽平後崇徳八年 神宗御実大將軍
に任ぜられ〜一年なり

七使返り奉〜り白琉球わ〜り候の爲ふ〜り也